補装具等

日常生活を容易に行動するために

補装具費の支給

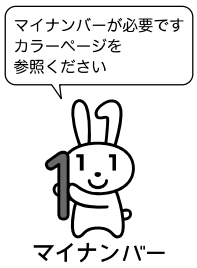

○ 身体の失われた部位や障害のある部分を補い、日常生活や働くことを容易にするために長期間にわたり使用する器具の費用の一部を助成します。

障害区分	補　装　具　の　種　類
視　　覚	盲人安全杖、眼鏡、義眼、コンタクトレンズ
聴　　覚	補聴器
肢　　体	義肢、装具
	歩行器、座位保持装置
	歩行補助杖
	車いす（電動／オーダーメイド）
	車いす（既製品）
18歳未満のみ	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
両上下肢機能全廃及び言語機能喪失	重度障害者用意思伝達装置

※下線の引いてある補装具については、介護保険制度が優先されます。
※（　）は福井県総合福祉相談所の判定を要する補装具です。

事前に申請が必要です。交付を受けている身体障害者手帳に記載のある障害に応じた用具が支給対象となります。申請に必要なものについてはお問合せください。

他法優先…労働災害補償や医療保険・介護保険など、障がい者の福祉制度よりも優先される給付制度があります。

自己負担…定率１割の自己負担を要します。ただし、基準額を超える部分は自己負担となります。18歳以上は「本人とその配偶者」、障がい児については「保護者の属する世帯」の市民税課税状況により、次の区分に月額負担の上限額が決められています。

生活保護：0円、　低所得：0円（市民税非課税）、一般：37，200円（市民税課税）

ただし、市民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は、補助の対象外となります。

申請窓口…市社会福祉課　⑨番窓口

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

○ 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18歳まで）の成長期における言語の習得や学習、コミュニケーション力の向上を目的とし、補聴器の購入費用に対し助成します。事前に申請が必要です。申請には所定の医師意見書が必要です。

対 象 児…以下のすべての要件を満たす18歳未満の児童
- 身体障害者手帳の交付対象とならないこと
- 両耳での聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であること
- 補聴器の装用が必要であると医師の診断を受けていること　等

助 成 額…購入費の３分の２（※基準額を超える場合は基準価格の３分の２）

申請窓口…市社会福祉課　⑨番窓口

日常生活用具の給付

○ 在宅の重度障がい者の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を行います。事前に申請が必要です。申請に必要なものについてはお問合せください。

対 象 者…次の表に該当する人、入院中は対象外です。ただし退院が内定した場合「退院見込み証明書」を添付すれば申請を受理できます。

自己負担…定率１割の自己負担を要します。(世帯の課税状況によります。）ただし、基準額を超える部分は自己負担となります。

申請窓口…市社会福祉課　⑨番窓口

用具の種類	対象者		
	障害区分	等級･程度	その他
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚	1・2	
点字タイプライター			就労若しくは就学している人又は就労が見込まれる人
点字器			
視覚障害者用活字文書読上げ装置			
盲人用体温計(音声式)			視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
盲人用体重計			
盲人用血圧計			
盲人用時計			
歩行時間延長信号機用小型送信機			
点字図書			主に情報の入手を点字によっている人
視覚障害者用ワードプロセッサー(共同利用)		1・2	就労若しくは就学している人又は就労が見込まれる人
地デジ対応ラジオ			
視覚障害者用拡大読書器			本装置により文字等が読むことが可能になる人
点字ディスプレイ	盲ろう者または視覚障がい者	1・2	原則として視覚障がい２級かつ聴覚障がい２級以上の重度重複障がいを有する人、又は視覚障がい２級以上の人
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	2	聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
聴覚障害者用情報受信装置			本装置によりテレビの視聴が可能になる人
聴覚障害者用通信装置	聴覚 音声言語		コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人
火災警報器	視覚聴覚など又は知的障がい	1・2 A	火災発生の感知及び避難が著しく困難な人のみの世帯又はこれに準ずる世帯
自動消火器			
電磁調理器	視覚 知的障がい	1・2 A	視覚障がい者のみ又は最重度の知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
特殊便器	上肢 知的障がい	1・2 A	訓練を行っても排便後の処理が困難な人
便器	下肢・体幹	1・2	住宅改修を伴うものを除く
入浴担架			入浴に当たり家族等他人の介助を必要とする人

用具の種類	対象者		
	障害区分	等級･程度	その他
体位変換器	下肢・体幹	1・2	下着交換等に当たり家族等他人の介助を必要とする人
訓練用ベッド			学齢児以上の障がい児のみ
特殊寝台			
移動用リフト			天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く
特殊マット	下肢・体幹 知的障がい	1 A	身体障がい児の場合２級以上含む
特殊尿器	下肢・体幹	1	常時介護を必要とする人
訓練いす		1・2	３歳以上の障がい児のみ
入浴補助用具			入浴に介助を必要とする人 住宅改修を伴うものを除く
携帯用会話補助装置	音声言語 肢体		発声・発語に著しい障がいを有する人
携帯用会話補助装置用大型キーボード	上肢	1・2	携帯用会話補助装置の交付対象であって、なおかつ上肢機能障がい１・２級の人
Ｔ字状・棒状のつえ	平衡機能 下肢・体幹	1～3	
移動・移乗支援用具			家庭内の移動等において介助を必要とする人
頭部保護帽	平衡機能 下肢・体幹 知的障がい 精神障がい		歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある人。又は、最重度の知的障がい若しくは精神障がいがありてんかんの発作等により、頻繁に転倒する恐れのある人
透析液加温器	腎臓	1・3	自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う人
ネブライザー（吸入器）	呼吸機能障がい等	1・3	呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の身体障がいであって、必要と認められる人
電動式たん吸引器			
パルスオキシメーター			人工呼吸器の装着が必要な人
酸素ボンベ運搬車	内部		医療保険における在宅酸素療法を行う人
非常用電源			医療的ケアを必要とする人で 人工呼吸器やたん吸引機等が必要な人
情報・通信支援用具	上肢・視覚	1・2	
人工喉頭	喉頭摘出者		
ストマ装具	人工肛門又は 人工膀胱造設者		
紙おむつ等	ストマ装具の使用困難者等		高度の排便・排尿機能障がい・脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者
収尿器	排尿機能		
人工内耳用電池	人工内耳を装用している聴覚障がい者（児）		
人工内耳用体外装置	人工内耳を装用している聴覚障がい者（児）		現に装用している人工内耳用体外装置を装用して５年以上が経過し、動産保険、任意保険及び医療保険の給付制度を利用して本装置の買い替えが出来ないと判断された聴覚障がい者（児）